	財政特例債、財源対策債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金	
［四～八　略］	［略］	［略］

［3　略］

（「地域振興費」の普通態容補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第六条　平成三十年度から令和三年度までの間に限り、鹿児島県屋久島町の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数の算定については、第十条第二十項の規定中「人口（以下「島しよ人口」という。）」とあるのは「平成二十二年人口に、当該島しよの平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該島しよの平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　令和元年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠⑵の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 2}{5}$$

［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和元年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和元年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和元年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（Ｂ×4,042,000）／Ａ

Ｂ×4,042,000に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	び地方債計画に計上されない地方債を除く。以下「公害防止事業債」という。）に係る当該年度における元利償還金	
［四～八　同上］	［同上］	［同上］

［3　同上］

（「地域振興費」の普通態容補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第六条　平成三十年度から平成三十三年度までの間に限り、鹿児島県屋久島町の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅲ係数の算定については、第十条第二十項の規定中「人口（以下「島しよ人口」という。）」とあるのは「平成二十二年人口に、当該島しよの平成二十七年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口を当該島しよの平成二十二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」とする。

（普通態容補正の行政の質及び量の差による種地の特例）

第六条の二　平成三十年度に限り、市町村の行政の質及び量の差による種地に係る地域区分の基礎となる昼間流出人口比率に係る点数は、第十一条第一項第一号㈠⑵の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 1}{5}$$

［同左］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　平成三十年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　平成三十年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　平成三十年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（Ｂ×4,049,000）／Ａ

Ｂ×4,049,000に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。